

○農林水産省令第六十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年七月二十八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 川崎 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「アカタテハ」の下に「アカハネオンツバタ」を、「アカハネナガウンカ」の下に「アカヒメヘリカメムシ」を、「アズキゾウムシ」の下に「アワノメイガ、アワヨトウ」を、「オオメノコギリヒラタムシ」の下に「オオヨコバイ」を、「オナガミズアオ」の下に「カクムネヒラタムシ」を、「キクスイカミキリ」の下に「キスジカンムリヨコバイ」を、「クロトンアザミウマ」の

下に、「クロヒラタヨコバイ」を、「クワキジラミ」の下に、「クワコ」を、「コナガシクイムシ」の下に、「コブノメイガ」を、「サトウキビチヒラミウマ」の下に、「サビカクムネヒラタムシ」を、「ジンサンシバムシ」の下に、「スカシヒメハリカメムシ」を、「ツバメシジミ」の下に、「ツバクロオヨコバイ、トゲヒシバタ」を、「トビイロマルカイガラムシ」の下に、「トルコカクムネヒラタムシ」を、「ナガヒヨウホンムシ」の下に、「ナシカメムシ、ナシヒメシクイ」を、「ノギリヒラタムシ」の下に、「ハウカクムネヒラタムシ」を、「バクガ」の下に、「ハネナガヒシバタ」を、「ヒゲブトアザミウマ」の下に、「ヒシバタ、ヒメアオズキンヨコバイ」を、「ヒメヒヨウホンムシ」の下に、「ヒメヒラタケシキスイ」を、「マツカキカイガラムシ」の下に、「マメハンミヨウ」を、「ミカンナガカキカイガラムシ」の下に、「ミカンハダニ、ミスジトガリヨコバイ」を、「ミノウスバ」の下に、「ムギコナダニ、メダカナガカメムシ、モンシロチョウ」を、「ヨモギハムシ」の下に、「リンゴハダニ」を加え、同条第二号中「アルターナリア・シトリ」の下に、「アルターナリア・ソラニ」を、「アルマテラ・リトセアエ」の下に、「クラドスボリウム・ククメリヌム、クラビセプス・プルブレア」を、「ゲオトリカム・カンデイダム」の下に、「スクレロテイニア・スクレロテイオラム」を、「ポトリテイス・アライ」の下に、「ポトリテイス・シネレア」を加える。

別表一の一の項地域の欄中「アメリカ合衆国」の下に（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）を加え、同表二の項地域の欄中（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）を削り、同表五の項地域の欄中「インド」の下に、「中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）」を、「アルゼンチン」の下に、「ブラジル」を加え、同表八の項地域の欄中（香港を除く。以下この表において同じ。）を削り、同項植物の欄中「とうもろこし」を、「テオシント及びとうもろこし」に改める。

別表二の一の項地域の欄中「キプロス」の下に、「サウジアラビア」を、「コロンビア」の下に「、パラグアイ」を加え、同表五の項地域の欄中「カナダ」の下に、「メキシコ」を加え、同表八の項地域の欄中「インド」の下に、「トルコ、ネパール、ブータン」を加える。

附 則

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。